

# 「人への投資」に取り組む企業を応援します!!

**県内中小企業**が、従業員を**短期間の研修**に参加させる費用を補助します

- ・短期間の研修を対象としているため通常業務への影響も少なく取り組めます!
- ・幅広い研修を対象としているため経営課題に合わせて参加できます!

## ○ 対象となる研修等

実訓練・研修時間が**10時間未満**で、  
次の①,②に当てはまるものが対象です。

- ① **社外の教育訓練機関等が企画・主催する研修等**  
(社外企画訓練)
- ② **申請事業者が企画・主催する研修等**  
(社内企画訓練)

### 例えば

- ・福井県中小企業産業大学校が実施する短期研修
- ・県内外での民間研修機関による各種講座
- ・社内での技術や技能の継承のための集合型研修

## ○ 補助上限額・補助率

- ・補助上限額 10万円/社
- ・補助率 1 / 2
- ・訓練中の賃金  
1人 1,000円/時間

**賃上げ等要件**を満たす場合、  
補助上限額および補助率  
が上乗せされます!

(上乗せ後)

- ・補助上限額 15万円/社
- ・補助率 2 / 3

## ○ 申請書受付期間 **令和5年8月9日～令和6年3月15日**

- ※ 予算上限に達し次第終了します。
- ※ 令和6年3月31日までに実施される研修を対象とすることができます。

詳しくは県ホームページを御確認ください

お問い合わせ先

福井県 産業労働部 労働政策課 産業人材室

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号

Tel : 0776-20-0390 / E-mail : rousei@pref.fukui.lg.jp

＼HPはこちら／



## ○賃上げ等要件について

以下のうち1つ以上を満たす場合に、補助率・補助限度額の上乗せを行います。

### ①「賃上げの推進」

令和5年4月1日から補助対象事業終了までの間に、  
任意の連続する2か月間のそれぞれの月の一人当たり平均給与支給額を、  
前年同期間と比較して、4.5%以上増加させること（または、増加させたこと）

### ②「女性活躍の推進」

令和5年4月1日から補助対象事業終了までの間に、  
女性管理職割合を令和4年4月1日から1.2倍以上増加、  
又は「0%」から「20%以上」に増加させること（もしくは、増加させたこと）

### ③「男性の育休取得の推進」

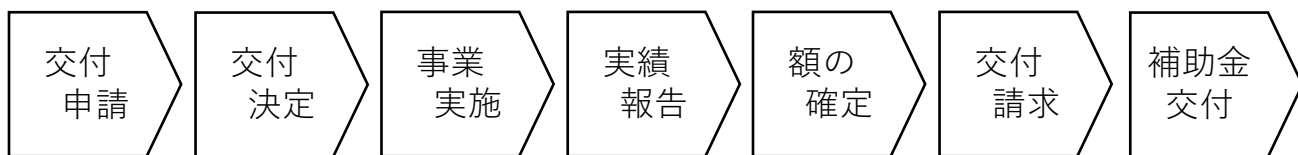
令和4年4月1日から補助対象事業終了までの間に、  
通算3か月以上の育児休業を取得した男性労働者が1名以上いること

## ○補助対象経費について

経費区分	内 容	補 助 率	補 助 限 度 額
謝金	講師謝金	1 / 2 ※ただし賃上げ等要件を 満たす場合2 / 3	1年度あたり 10万円/社  ※ただし賃上げ 等要件を満た す場合、 15万円/社
旅費	講師旅費、受講生旅費		
需用費	教材費		
賃借料	施設等の借上げ料		
委託料	研修委託費		
受講料	訓練の受講料		
その他経費	知事が必要と認めるもの		
賃金	教育訓練に参加する従業員の訓練期間中の賃金	1人 1,000円/時間 ※ただし実際の1時間あたり給与を上限度とする	

※補助対象経費等に疑義が生じた場合は、労働政策課に事前に協議すること

## ○補助金交付までの流れ



**申請に際しては必ずホームページから交付要領、QAを御確認ください**

お問い合わせ先

福井県 産業労働部 労働政策課 産業人材室

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号

Tel : 0776-20-0390 / E-mail : rousei@pref.fukui.lg.jp

\HPはこちら/

